

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第113回会合議事録

1. 日時 平成30年11月1日（木） 14:00～14:58

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

### 3. 議事

(1) 米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について

(2) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

眞鍋座長、今村専門委員、斉藤専門委員、佐藤専門委員、高尾専門委員、  
中村優子専門委員、八谷専門委員、福田専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山本委員

(事務局)

川島事務局長、吉岡評価第二課長、今西課長補佐、大快係長、大西技術参与

### 5. 配布資料

資料 評価書（案）たたき台

参考資料1 食品健康影響評価について「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて」

参考資料2 食品健康影響評価について「アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について」

参考資料3 各国から輸入される牛肉等に係る食品安全委員会の評価の経緯

参考資料4 農林水産省平成27年第1回OIE連絡協議会 参考資料（抜粋）

### 6. 議事内容

○眞鍋座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第113回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

きょうは9名の専門委員の先生に御出席いただいています。欠席の専門委員の先生は、

門平先生、筒井先生、中村桂子先生、中村好一先生、水澤先生の5名でございます。

さらに、食品安全委員会からは佐藤委員長、山本委員に御出席いただいています。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます第113回プリオン専門調査会議事次第を御覧いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局からきょうの資料の確認をお願いいたします。

○今西課長補佐 本日の資料の確認をさせていただきます。

上から議事次第、専門委員名簿、座席表となっております。

それから、資料、参考資料1、2、3、4、以上が本日の資料となっております。

また、机上配付資料を1部用意しております。

以上になります。

これまで評価書等については、今回の諮問に係る資料等は既に専門委員の先生方に送付いたしておりますが、机の上のファイル、タブレットのほうにも用意しておりますので、必要に応じて御覧いただきますようお願いいたします。

○眞鍋座長 それでは、事務局から、平成15年10月2日食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について、報告をお願いいたします。

○今西課長補佐 本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定2の(1)に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上になります。

○眞鍋座長 御提出いただきました確認書につきまして、専門委員の先生方、相違はございませんでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、本日の審議に入る前に、これまでの専門調査会での審議内容について、簡単に振り返っておきたいと思います。

現在、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価については、第110回プリオン専門調査会において、起草委員が作成した評価の考え方の案について合意が得られました。それ以降、前回、112回の専門調査会までに、資料の1ページに示されています「I. 背景」から「IV. リスク管理措置の点検」の「2. 『生体牛のリスク』に係る措置」までのパートについて御審議いただきました。

本日は、その続きということで、主にIVの「3. 『食肉処理に関連したリスク』に係る措置」のパートについて、先生方に御審議いただくこととなります。

それでは、議事(1)の審議に進みたいと思います。

先ほど申し上げましたように、本件については、前々回、第111回の専門調査会から実際の評価書作成に係る審議に入っております。IVの2までのパートについて、前回の専門調査会で御審議いただきました。これまで、おおよそ審議が済んでおります資料のパート

I からIVの 2 までについて、その後幾つか追記や修正があるようです。これについて、事務局から説明をお願いします。

○大快係長 それでは、説明させていただきます。

資料の 1 ページでございます目次を御覧ください。先ほど座長から御説明がありましたとおり、初めに事務局より、目次の「I. 背景」からIVの「2. 『生体牛のリスク』に係る措置」、既に大方御審議をいただいた部分に関するパートで追記・修正があった部分について御説明させていただきたいと思っております。

まず、プリオン評価書（案）と書いてございます資料の表紙を御覧いただければと思います。評価書のタイトルについてなのですけれども、これまで米国、カナダ及びアイルランドから輸入される「牛の肉及び内臓」としていたものを、「牛肉及び牛の内臓」と修正されております。

続きまして、資料の10ページを御覧いただければと思います。こちらにつきましては「II. 評価の考え方」のパートでございまして、今回の評価では、過去に行った国内評価と若干の評価方針の変更ということで御審議をいただいておりますけれども、2行目から17行目までのパラグラフで、その背景に当たるものが記載されております。

その中で、7行目からですけれども、過去の評価で目安としてまいりました「直近11年以内に生まれた牛で定型BSEが確認されているか否か」という記載が7行目からございますけれども、過去の評価において11年という数字を目安としてきた根拠が脚注部分に見え消しで追記されてございます。

資料の12ページを御覧いただければと思います。こちらにつきましては、後ほど事務局から詳細を報告させていただきますけれども、先般、英国スコットランドで定型BSEの発生が確認されましたことから、図1の2018年の数字を前回専門調査会の資料より修正させていただきます。

続きまして、13、14ページを御覧いただければと思います。こちらでは、BSE対策の点検表の点検項目が記載されておりますけれども、この部分についても見え消しのおり少し修正がございました。

この修正の趣旨等につきましては、57ページ以降で実際に米国、カナダ、アイルランドのリスク管理措置の実施状況に基づいて点検表を埋めたパートが案として提示されておりました、後ほど起草委員の先生から、あわせて13、14ページの修正の意図につきましても御説明があると伺っております。

続きまして、16ページを御覧いただければと思います。こちらの部分の記載は、過去に食品安全委員会が行った評価で一度知見をまとめて記載しているものを記載した部分でございますけれども、具体的な実験データを少し詳しく記載するように修正されております。

具体的には、9行目から、こちらは腸管におけるBSEプリオンの分布に係る部分ですけれども、「空腸でもプリオン感染性またはPrP<sup>Sc</sup>が検出されているが、発症率が非常に低いことから、感染価は非常に低いと考えられる」としていた部分について、その根拠となって

いる知見に基づいて、より具体的に、「高感受性のトランスジェニックマウスを用いたバイオアッセイでも、半数以上の感染牛空腸組織でプリオン感染性は検出されず、また検出されたものについても、マウスへの伝達率は4分の1から10分の3であった」と修正されております。

さらに、より詳細な情報については、脚注に記載されているところでございます。

また、16行目ですけれども、「回腸遠位部よりも上部の回腸ではPrP<sup>Sc</sup>陽性となるリンパ球の頻度が約0.09%程度である」との修正がございました。

18行目からの部分でございますけれども、「小腸におけるPrP<sup>Sc</sup>の蓄積は、脳組織への投与量が少なくなるにつれて減少かつ回腸遠位部に限局し、感染牛の組織1グラムを投与した牛ではほとんど蓄積が認められない」とこれまで記載されていた部分が、「98頭中1頭でのみ蓄積が認められた」という文言に修正されてございます。

続いて、22ページを御覧ください。こちらはプリオンの体内分布等の知見について、まとめとして記載してある部分でございますけれども、プリオンの体内分布については、その牛が臨床症状を示している牛か否かということも含めて知見をまとめておりますことから、8行目から、「と畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば」という文言が加筆されております。

28ページを御覧ください。7行目からは、米国で講じられておりますレンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策について記載がある部分でございます。

18行目から、飼料工場での動物性たんぱく質を用いた飼料の製造ラインの分離について、米国から追加の回答に基づいて文言が追記されておまして、米国では、99%以上の飼料製造者が、禁止物質、これは牛由来たんぱく質を指しまして、牛の飼料に使ってはいけないものことですが、この禁止物質を扱っていないまたは取り扱い設備の分離を行っているということが書かれてございます。

なお、残りの1%未満の部分につきましても、13行目から14行目にございまして、分離でない場合は適切な清掃手順の実施が義務というように規定されているところでございます。

続きまして、資料の44ページを御覧ください。黄色塗りにさせていただいている部分は、前回の専門調査会時点で厚生労働省を通じてアイルランドに確認をいたしていた部分でございます。

ここには、基本的にはアイルランドにおけるレンダリング工場・飼料工場等への監視体制、遵守状況について情報をまとめてございます。

アイルランドは、レンダリング施設への監視として、アイルランド農業・漁業・食糧省(DAFM)が作成したプログラム計画に基づきまして、地方獣医当局の獣医官等が半年に1回以上の頻度で立入検査を行っております。2009年から2016年の8年間の立入検査及びサンプリング検査の結果が次の45ページの表12、表13に示されておまして、立入検査及びサンプリング検査が行われたレンダリング施設述べ85施設のうち、不適合事例が確認され

た施設数はのべ45施設であったが、SRMの交差汚染事例等は認められなかったということでございます。

44ページの13行目からですが、飼料事業者に対する監視体制が記載されてございます。こちらにつきましても、45ページの表14と表15に2011年から2016年の6年間の立入検査及びサンプリング検査の結果が示されておりまして、立入検査及びサンプリング検査が実施された飼料事業者述べ528施設のうち、不適合事例が確認されたのは述べ4施設でありましたけれども、反すう動物用飼料への反すう動物由来たんぱく質の混入事例等は認められなかったということでございます。

このほか、評価書案の全体にわたりまして、内容を変更するものではございせんけれども、細かな字句の修正が前回の専門調査会以降に行われてございます。

パートⅣの2までの追記・修正に関する説明は以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ただいま御説明いただきました内容は、これまでの審議あるいは起草委員の先生方からのコメント等に対応して追記あるいは修正して、それをまとめたものでございますけれども、先生方から何かコメント等はございますか。この修正でよろしいでしょうか。

特に44ページのアイルランドの状況につきましては、前回まだ報告を待っている状態でございました。アイルランドは、これまでも定型BSEが1,660頭ぐらい、結構たくさん出ている国ですので、先生方から何かコメントがございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。そうしましたら、もし後でお気づきのことがありましたら、事務局に連絡していただいても結構ですので、次に進ませていただきたいと思います。事務局は、連絡がありましたら起草委員に伝えてください。

それでは、資料のⅣの「3. 『食肉処理に関連したリスク』に係る措置」（案）に進ませていただきたいと思います。

このパートは、今回初めて先生方に御審議いただく部分になりますので、起草委員を代表して横山先生から説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○横山専門委員 それでは、説明させていただきます。

今、お話がございましたとおり、今回の案としてお示しするのは管理措置の点検項目のうち、3番目の「食肉処理に関連したリスク」に係る措置でございます。

資料の10ページの「Ⅱ. 評価の考え方」でおさらいをさせていただきたいのですけれども、具体的には①「直近11年以内に生まれた牛で定型BSEが確認されているか否か」にかかわらず云々という文があります。

それから、ページをめくっていただいて11ページには②として、①の前提となるリスク管理措置が適切に行われているか、各国におけるその実施状況を国内評価の項目等について点検し、リスクを総合的に判断するという項目がございます。

そのポツの2つ目、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置について、SRMの除去、と

畜処理の各プロセス（と畜前検査、ピッシング等）の点検、具体的にはこの11、12行目のパラグラフのところが今回のまとめとなります。

これらについて、米国、カナダ、アイルランドの事実関係を資料の51～56ページにまとめました。

それから、全体のリスクについては、IVの2で整理した生体牛のリスクに係る措置の点検も踏まえて判断していくことになります。

今回は主に食肉処理に関連するリスクの事実関係についての説明となりますけれども、詳細は事務局のほうからお願いしてよろしいですか。

○眞鍋座長 よろしく申し上げます。

○大快係長 それでは、51ページからの各国の措置の詳細について御説明をさせていただきます。と思います。

こちらからは「食肉処理に関連したリスク」に係る措置ということで、と畜場における管理によるヒトへのばく露防止対策の実施状況について国別にまとめられてございます。

51ページ、初めは米国でございます。5行目からSRM除去について記載がございます。米国では、と畜工程におきまして背割りが行われておりまして、一般的には背割り後に脊髄を吸引器により除去した後、枝肉を温水または冷水等で洗浄しております。また、背割りのこは1頭ごとに洗浄されておりまして、SRMが適切に除去されていることを検査官が目視により確認する体制がとられてございます。

また、日本に輸入される牛肉等については、日本が定めるSRMの範囲を除去していることが輸入の条件とされておりまして、米国内向けには、30カ月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱及び背根神経節並びに全月齢の扁桃及び回腸遠位部を除去することを義務づけてございます。

この米国内向けに除去しているSRMの範囲については、日本が定めるSRMの範囲と大きく変わるものではございません。

また、月齢の確認方法ですけれども、歯列判定あるいは書類の確認によって行われているということでございます。

続いて、SSOP、HACCPに基づく管理というところを御覧ください。米国では、と畜場及び食肉処理施設はHACCP、SSOP等を組み込むことが定められております。21行目からですけれども、SRMの除去については、前述のとおり検査官が確認しておりまして、2015年には、これらの検査官がSRM除去が不十分と認めた事例が、国内向けのものも全て含めての数字でございまして、85例あったということでございます。

これらの事例につきましては、いずれもその場でSRMの除去が行われたということでございます。

次に、27行目からのと畜前検査でございますけれども、と畜場に搬入される全ての牛は、獣医官またはその監督のもとで検査官が行うと畜前検査に供されることになっておりまして、歩行困難牛と診断された牛を食用目的でと畜することは禁止されてございます。

続いて、スタンニング、ピッシングを御覧ください。中枢神経組織が枝肉に交差汚染するリスクが高いと考えられております空気噴射を伴う圧縮空気スタンガン、ピッシングといったものは禁止されてございます。

次のページに行ってくださいまして、機械的回収肉でございます。米国では、日本向け輸出用に機械的回収肉の生産はされておられません。ただし、米国内では、30カ月齢以上の牛の頭蓋骨及び脊柱については使用禁止とした上で機械的回収肉の生産が認められてございます。

また、と畜場数及びと畜頭数ですけれども、米国内、牛のと畜場は650施設ございまして、そのうち、現時点で対日輸出認定施設となっている施設は51施設となっております。牛の年間と畜頭数は、約3200万頭となっております。

続いて、輸入時検疫ですけれども、米国産牛肉等については、2013年2月から、30カ月齢以下の牛に由来するものに限り輸入が認められておりますけれども、その後現時点までに確認された輸入条件不適合事例は、30カ月齢以下の牛由来であることが確認できない事例1例であったということでございます。

次はカナダでございます。SRM除去の実施方法につきましては、米国とほぼ同様となっております。SRMが適切に除去されていることを検査官が目視で確認する体制がとられてございます。

それから、日本に輸入される牛肉については、日本が定めるSRMの範囲を除去していることが輸入の条件とされていることも米国と同様ですけれども、カナダ国内向けには、30カ月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節並びに全月齢の回腸遠位部を除去することを義務としておりまして、カナダ国内向けには、30カ月齢未満の牛の扁桃はSRMに設定されておられませんので、一部、日本の規制と範囲が異なっております。

月齢の確認については、歯列判定あるいは書類の確認によって行うこととされてございます。

それから、全てのと畜場でHACCP及びthe Meat Hygiene Manual of Proceduresというものを導入してございます。その後ろに、緑色で塗り潰してございます部分がありますけれども、SRM除去の実施状況については現在確認中ということで、ここは記載をしてございません。

続いて、と畜前検査のところですが、と畜場に搬入される全ての牛について、獣医官またはその監督のもとで食肉検査官が目視で確認し、行動異常、運動失調等が認められたものは、と畜を禁止するという事で、これも米国と同様の規制になってございます。

続いて、スタンニング、ピッシングにつきましても米国同様、空気噴射を伴う圧縮空気スタンガンやピッシングは禁止されてございます。

次に、機械的回収肉ですが、こちらも米国同様、国内向けには条件つきで生産が認められておりますけれども、日本向け輸出用には生産されてございません。

次のページに行ってくださいまして、牛のと畜場は23施設ございまして、うち対日輸出

認定施設は8施設ということでございます。年間と畜総数は約268万頭ということでございます。

続いて、輸入時検疫ですけれども、カナダ産牛肉等については、2013年2月から、30カ月齢以下の牛に由来するものに限り輸入が認められてございまして、その後現時点までに確認された輸入条件不適合事例は、30カ月齢超の牛に由来する牛肉であった事例、それから扁桃の除去が不十分であった事例の2例であったということでございます。

次のページを御覧ください。アイルランドでございます。アイルランドでは、脊髄の除去は背割り後に専用のナイフまたは吸引装置を用いて行われておりまして、背割りのこは1頭ごとに洗浄されているということでございます。

枝肉の洗浄の状況につきましては、現在確認中となっていて記載をしておりません。

アイルランドもほかの2カ国同様、SRMが適切に除去されていることを獣医官が確認するという体制がとられてございます。

アイルランドにつきましても、日本に輸入される牛肉等については、日本が定めるSRMの範囲を除去していることが輸入の条件となっております。

なお、アイルランド国内向けには、12カ月齢超の頭蓋及び脊髄、30カ月齢超の脊柱及び全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜を除去することとされておりまして、頭蓋及び脊髄が12カ月齢超とされているところ等がほかの2カ国それから日本国内の規制よりも少し厳しい規制となっております。

また、月齢の確認には耳標、個体パスポートを使用しており、全ての牛の生年月日はデータベースに記録されているということでございます。

それから、アイルランドでは全てのと畜場及び食肉処理施設においてSSOP及びHACCPに基づく管理を導入してございます。

24行目、SRM除去につきましては、獣医官が確認をしておりまして、2016年のSRM除去に関する遵守が不十分であった事例は認められなかったということでございます。

続いて、と畜前検査ですけれども、と畜場に搬入される全ての牛について、健康状態などを獣医官が目視で検査し、神経異常もしくは行動異常または中枢神経系の損傷に関連した全身状態の悪化を示した牛はBSE疑いと判断され、これらの牛を食用目的でと畜することを禁止しているということでございます。

次のページに行ってくださいまして、スタンニング、ピッシングについてはほかの2カ国と同様、空気噴射を伴う圧縮空気スタンガン及びピッシングを禁止してございます。

次に、機械的回収肉ですけれども、こちらはEU規則に基づきまして、国内向けも含めて製造自体が禁止されてございます。

また、と畜場は33施設ございまして、うち対日輸出認定施設は25施設となっております。年間のと畜頭数は約117万頭でございます。

輸入時検疫ですけれども、アイルランド産牛肉等については、2013年12月から、30カ月齢以下の牛に由来するものに限り日本への輸入が認められておりまして、その後現時点ま

で確認された輸入条件不適合事例は、扁桃の除去が不十分であった事例2例であったということでございます。

このパートの説明は以上でございます。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

○横山専門委員 ありがとうございます。

各国のリスク管理措置について、私のほうから要点を総括させていただきます。

まず、SRMの除去についてですけれども、3カ国とも、まずSRMが適切に除去されていることを1頭ごとに検査官が確認する体制がとられているということがわかります。

それから、30カ月の月齢を判別する際の方法ですが、アイルランドはトレーサビリティによる個体情報を利用しているのに対し、米国、カナダでは歯列の判定も方法として認められているという状況がわかります。

SRMの除去に関する遵守状況ですけれども、輸出向けに限らず、その国の中でと畜される全ての牛について、米国では2015年に85例、SRMの除去が不十分と認められた事例があったということですが、これらの例についてはと畜場内でSRMの除去が行われています。

また、カナダについては、こちらの遵守状況について厚生労働省に確認中です。といいますが、ここを補足しますと、SRMの除去の遵守は行われているのですけれども、その回答の中で、後で点検表でも出てきますけれども、一部に違反が認められるというような回答があり、その具体的な内容について回答を求めている状況です。

アイルランドについては、2016年には除去が不十分な事例は認められなかったということになります。

と畜前検査については、そのいずれの国も歩行困難牛などのBSEの可能性のある牛は食用目的でのと畜を禁止しています。

スタンニング、ピッシングについては、いずれの国も、特にスタンニングに関しては脳組織の枝肉への交差汚染のリスクが高い方法を用いることを禁止していますし、ピッシングはいずれの国も禁止されています。

最後に、機械的回収肉については、米国、カナダについて制限つきで生産が認められていますけれども、日本に対する輸出向けの生産はされておりません。また、アイルランドでは生産自体が禁止されています。

措置の点検として、これ以外に追加すべき事項や不明な点等ありましたら、ぜひ御指摘いただければと思います。

以上です。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ただいま、横山先生と事務局のほうから御説明いただきましたパートIVの3の部分ですけれども、先生方から御質問や御意見がございましたらいただきたいと思っております。

また、他の起草委員の先生からも、何かコメントがございましたらよろしく願います。

特に、当初横山先生のほうから説明がありましたようなSRMの除去の状況とと畜前検査の状況のあたりについて、この評価書でよろしいでしょうか。

御意見ございませんか。ただ、カナダ、アイルランドはまだ確認中の部分もございます。特にカナダのSRMの状況については、今回ちょっと難しいかもしれませんが、現在わかっている限りにおいて、先生方から何かコメント、御質問はございますか。

八谷先生、よろしいですか。

○八谷専門委員 特にございません。

○眞鍋座長 それでは、ここの部分もし言い忘れたということがありましたら、後日、メールで結構ですので、事務局を通じて御連絡をいただけたらと思います。よろしいでしょうか。

それでは、資料の57ページからになります。BSE対策の点検表の案につきまして、引き続き横山先生から御説明をいただきたいと思っております。

先生、よろしく申し上げます。

○横山専門委員 それでは、これまでの審議の中でリスク管理措置の点検としまして、各国における「生体牛のリスク」に係る措置と「食肉処理に関連するリスク」に係る措置の実施状況について、詳細な点検を進めてまいりました。

57ページからの表18は、米国についてのBSE対策の実施状況及び点検結果をまとめたものです。

まず、表の内容を説明する前に、点検表について幾つか修正箇所がございますので、こちらを先にお話ししたいと思います。

13ページに戻ってください。「表1 BSE対策の点検表」の中で修正した箇所を見え消しで示しております。

修正の趣旨としましては、これまでの点検表は「多くの」とか「一部の」などといった表現がございました。明確な定義がしにくい表現だということで、そこを修正したというのが大きな変更点になります。

それぞれの項目について、各項目全ての箇所で実施しているか、または一部で実施しているか、3番目としては実施していないかの3つの段階で区分することにいたしました。

そのかわり、一部で実施している対策等につきましては、表1のほうにはありませんけれども、表18に備考欄を追加することとして、そこに一部のまたは100%満たしていない理由を記載する形で整理をしてございます。

点検項目自体には変更はございません。

57ページに戻っていただきまして、今の修正した点検表について、各国からの回答をまとめたものです。

今、お話ししましたように、一番上にチェックが入っていない項目については備考欄にその理由を付記してございます。

大きな点としましては、飼料規制が非常に重要な項目になるかと思っておりますけれども、米

国の場合、規制内容としましては、3番目の「反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止」というところにチェックがしてございます。

これにつきましては、CMPAF、これは動物用飼料への使用が禁止されている原料ですけれども、脳・脊髄は全ての家畜用飼料への利用が禁止されているということで、担保されていると考えていただければと思います。

それから、その他SRMの処理、レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染対策も、一部の施設、製造ラインで占有化されていないというところは、一部というのを備考で説明してございます。

一番下に、もう一つ重要なサーベイランスがございましてけれども、サーベイランスによる検証はOIE基準と同等ということで、これはチェックが一番上ということで、備考欄に特に注釈は加えてございません。

58ページに行きますと、SRM除去、今日のお話の中ですけれども、実施方法等として、食肉検査官による確認が全ての施設で実施されているということで、こちらも備考には特に何も記載してございません。

先ほどのSSOP、HACCPに基づく管理です。導入されているが一部に重度の違反が認められるということで、これはあくまでもSSOPまたはHACCPが遵守されているかどうかということで、ここにも記載されていますけれども、いずれもと畜場の中でSRMは確認後除去されているということで、SRMが市場に出回ったという事案ではないことがおわかりになるかと思えます。

その次に、と畜処理の各プロセスの中で、と畜前検査も歩行困難牛等の排除を実施しているということで、特に備考等に注釈はございません。

59ページには、以上の点検結果のまとめとして、「生体牛のリスク」に係る措置、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置、今、お話ししたような部分を記載してございます。

60ページは、カナダの実施状況及び点検結果ですけれども、こちらも米国と同じで、飼料規制については、SRMについては全ての家畜用飼料への利用が禁止されているということで、反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止が実施されていますということが回答として得られています。

サーベイランスによる検証も、OIE基準と同等以上のサーベイランスが実施されています。

61ページ、SRMの除去も全ての施設で食肉検査官による確認が行われているということで、コメントはございません。

緑の箇所は、ただいま回答を待っている部分ですけれども、真ん中の「導入されているが、一部に重度な違反が認められる」にチェックがございましてけれども、ここは確認中ですので、このチェックは今回は外して、考えていただければと思います。

それから、と畜処理の各プロセスとしまして、カナダでもと畜前検査による歩行困難牛等の排除が実施されているということで、こちらもコメントはございません。

最後に、機械的回収肉、一部の施設で実施されていますけれども、日本への輸出は認め

られていない状況にあります。

62ページは、カナダの今の状況をまとめという形でそれぞれ記載してございます。

続きまして、アイルランドが63ページの表20になりますけれども、点検結果としまして、2番目の国内安定性の飼料規制は「ほ乳動物由来肉骨粉等のほ乳動物への給与禁止」ということで、完全規制がされているということから、備考のところには注釈はつけてございません。

それから、サーベイランスについても、OIE基準と同等以上のサーベイランスがアイルランドでも実施をされています。

64ページに移っていただいて、SRM除去の部分です。こちらでも食肉検査官による確認が全ての施設で実施されているということで、備考欄に何も注釈はありません。緑の部分、SRM除去または実施方法等、高圧水等による枝肉の洗浄が行われているかどうかというところは、処理のプロセスを確認するという意味で問い合わせをしている項目です。

この備考欄は「-」が入っていますけれども、こちらのほうもまだ回答が来ていませんので、この「-」はきょうの段階では消しておいていただければと思います。

それから、と畜処理の各プロセスのと畜前検査は、アイルランドでもと畜前検査による歩行困難牛等の排除を実施しているということで、異常牛が排除されているということが確認できるかと思います。

65ページには、今の点検表の結果を「生体牛のリスク」に係る措置、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置ということでまとめて記載をしてございます。

点検表の説明としては以上のとおりです。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ただいま横山先生から御説明いただきました米国、カナダ、アイルランド、各国のBSE対策を取りまとめた点検表につきまして、先生方から御意見はございますでしょうか。

当初の点検表よりは、随分と具体的に数値も追加されまして、わかりやすいものになったかとは思いますが、ここもまだ一部、確認中の部分がございますが、何か先生方から、ここはこのようにしたほうがもっといいのではないかというような御意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

よろしければ、いまだ2カ所ほど確認中の部分がございますけれども、今回までの食品健康影響評価の前の部分までのパートは、おおむね審議が済みました。起草委員の先生方におかれましては、御多用中恐縮ですけれども、本日までの審議の経緯やいただいた御意見を踏まえまして、次回の専門調査会に向けまして「V. 食品健康影響評価」の素案の作成をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事その他でございますけれども、今回、事務局から報告があると伺っていますので、お願いいたします。

○横山専門委員 座長、その前に1つだけいいですか。

今、緑の箇所です示した、回答を確認中としている項目が2つございますね。恐らく影響

のないような回答が来ることを期待したいとは思っておりますけれども、とんでもないような回答が来た場合には、本日までに審議したパートであっても、また全体のまとめに影響するということで、その場合には委員会の前にぜひ委員の先生方の意見を聞くなり、そういう対応が必要かと思っております。

○眞鍋座長 わかりました。

おっしゃるとおりで、確認中の部分について全体のリスクに関わるような回答が来たら、もう一度、かなり前まで戻らないといけないかもしれません。そういうことがありました折にはまた連絡させていただきますので、委員の先生方、よろしく申し上げます。

それでは、事務局のほうから報告をお願いします。

○今西課長補佐 それでは、机上配付の資料でOIEのレポートを配付させていただいておりますが、これは先日10月19日の報告になっております。英国において新たに定型BSEの確認がされたということですので、それについて御報告いたします。

英国スコットランドで定型BSEが10月2日、5歳の牛で死亡牛のサーベイランスの中で見つかったということです。英国における飼料規制の強化は2001年8月に行われておりますので、この牛については飼料規制強化後に生まれた牛ということになります。

当該牛は廃棄されておまして、フードチェーン等には入っておりませんが、疫学調査については今、実施中と聞いているところです。

英国については、今年の2月6日に輸入月齢が30カ月齢以下でSRMを除去するという条件での評価をやっておまして、厚生労働省のほうに2月6日付で答申をしているところでございます。

以上になります。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ただいまの事務局の報告内容につきまして、御質問等はございませんか。

事務局のほうからも御説明がありましたけれども、英国においては飼料規制の強化が2001年8月に行われて、その後、飼料規制強化後に生まれた牛で定型BSEがどのくらい発生するのかということは、注意して見るべきポイントであるわけですが、この牛は、その後生まれたということになりますね。

ただ、これまで飼料規制を強化して、英国で生まれたBSEの牛が22例あることになっていきますけれども、とはいえ、発生のピーク時、1992年あたりを考えますと、英国でも飼料規制がBSEの発生抑制に大きな効果を発揮していることは間違いないわけですが、今回についてはまだ疫学調査が継続中であるということで、どのような経緯でこういうものが出たかということは、疫学調査の結果が得られた段階で、また追って報告していただけたらと思います。

先生方から何か御質問やコメント、こういうことを知っておきたいとかいうことはございますか。特にございませんか。

今回の牛は、死亡牛のサーベイランスで見つかったもので、廃棄はされていて、フード

チェーン、人間の食べ物の中には組み込まれていないということで、そこでとまっているのだらうとは思いますが。よろしいでしょうか。

○横山専門委員 その情報の中に、4頭の同居の牛が淘汰されたとあるのですがけれども、農場の規模やそのあたりの疫学情報がわからない現状なのです。特にこれは非定型BSEが発生したという事例ではありませんので、定型BSEでしかも年齢から考えると飼料に起因したのだらうなということが予想されるケースですので、疫学調査の結果を待ってからでないとなかなか確かなことは言えないのかなと思います。

○眞鍋座長 おっしゃるとおりかと思います。

この点につきましては、できれば次回のこの会議のときにでももう少し継続して、疫学調査の状況などを教えていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

先生方、ほかに特にございませんか。

どうもありがとうございます。

お忙しい中で集まっただいて、予定より早いのですがけれども、予定されていましたが議事は一通り御議論いただきました。

事務局のほうから、ほかに何か連絡等はございますか。

○今西課長補佐 特にございません。

○眞鍋座長 それでは、きょうの審議は以上とさせていただきたいと思います。

本日の議題については、カナダのSRM除去の実施状況は、まだ詳細がわからない、アイルランドの枝肉の洗浄の有無についてもまだ十分回答をいただけていないということで、現在確認中のこともございます。

さらには今後、「V. 食品健康影響評価」についても御議論いただく必要があるかと思えます。

次回につきましては、また事務局のほうから日程調整をお願いして、お知らせしますので、先生方、どうぞよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。